

## 四街道市オンライン学習PC購入支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、大学等において実施されるオンライン授業を受講するため、新たにパソコン等を購入した者に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助することについて、四街道市補助金等交付規則(昭和46年規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パソコン等 パソコン、タブレットをいい、スマートフォンは含めない。
- (2) オンライン授業 インターネットに接続されたパソコン等を用いて行う授業をいう。
- (3) 大学生等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、大学院、短期大学に在学している者、又は同法に規定する都道府県により認可を受けた専修学校、各種学校に在学している者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付申請の際、大学生等であること。
- (2) 補助金の交付申請の際、本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民基本台帳に記録されている者であること。
- (3) 過去に、この要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 自らが属する世帯全員が市税を滞納していない者であること。
- (5) 当該住宅に居住する者が四街道市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

### (補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、オンライン授業を受けるために新たに購入したパソコン等の購入費とする。

- 2 前項に規定する費用は、令和3年1月1日以降に、前項の規定により購入したパソコン等の購入費を対象とする。
- 3 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)又は10,000円のいずれか低い額とする。

### (申請受付開始日及び申請期限)

第5条 申請受付開始日は、令和3年7月1日とする。

- 2 申請期限は、令和3年12月28日までとする。

### (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、四街道市オンライン学習PC購入支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書(購入者名、購入店、購入日、購入金額及び購入品名が確認できるもの)の写し

- (2) 大学生等の学生証の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付可否を決定し、四街道市オンライン学習PC購入支援事業補助金交付決定・却下通知書(様式第2号)により、補助申請者に通知し、交付決定とした場合は補助金を交付するものとする。

(実績報告等の特例)

第8条 規則第12条に規定する実績報告については、第6条に規定する交付申請をもって当該実績報告があったものとみなす。

- 2 規則第13条に規定する確定通知については、前条に規定する交付決定通知をもって当該確定通知があったものとみなす。

(交付方法)

第9条 補助金の交付方法は、補助申請者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、第6条の規定により通知を受けた者(以下「受給者」という。)が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者であると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、四街道市オンライン学習PC購入支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により、その者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を求めることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定によりなされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、当該交付等が完了するまでの間、同日後も、なおその効力を有する。